

# 個人版事業承継税制のポイント

平成31年度税制改正において、個人事業者の集中的な事業承継を促すため、後継者が事業用資産を先代から承継した際に課される贈与税・相続税の負担を大きく軽減する、新しい制度が創設されます。

## 1 多様な事業用資産が対象です。

事業を行うために必要な、多様な事業用資産が対象です。

○**土地・建物**（土地は400㎡、建物は800㎡まで。）

○**機械・器具备品**

（例）工作機械・パワーショベル・ガソリン給油機・冷蔵庫・診療機器 等

○**車両・運搬具**

○**生物**（乳牛等、果樹等）

○**無形償却資産**（特許権等） 等

【工作機械】



【診療機器】



## 2 相続税だけでなく、贈与税も対象です。

生前贈与による、**早め早めの事業承継の準備**を応援します。

## 3 納税額の全額（100%）が納税猶予されます。

後継者の承継時の**現金負担をゼロ**にします。

## 4 10年間の時限措置です。

**平成31年1月1日～平成40年12月31日**の間に行われる相続・贈与が対象です。待ったなしの課題である事業承継を、集中的に支援します。

【注1】制度を活用するためには、

①経営承継円滑化法に基づく認定が必要です。

②平成31年度から5年以内に、予め承継計画を提出する必要があります。

【注2】既存の事業用小規模宅地特例との選択制です。